

資料3. 防災教育に関する取組について

<平成30年度 学校園の管理運営に関する指針>

◆基本的な方向性

安全教育にあたっては、幼児・児童・生徒が生涯を通じて安全な生活を送る基礎を培い、日常生活全般における様々な危険に適切に対応できる能力を育み、防災教育にあたっては、幼児・児童・生徒が自らの命を守り抜くために、「主体的に行動する態度」を育成するよう指導する。

さらに、地震・津波をはじめとする地域の実態に即した自然災害に対処できるよう防災体制の見直し及び充実を図る。また、幼児・児童・生徒の命を脅かす事象に対して、授業中はもとより、登下校時、放課後、長期休業中の登校日等において必要な措置を講じる。

◆最重要課題

- ・学校安全計画に基づく、災害や不審者等に備えた安全教育を充実させ、家庭との連絡方法・登下校の安全確保等も含め、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施し、常にその改善に努めること。
- ・防災計画を必要に応じて見直し、日頃から教職員の連絡・配備体制について周知徹底を図ること。また、危機管理マニュアルの見直しを行うなど災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

◆取組事項

- ・学校施設が第1次避難所・第2次避難所であることを踏まえ、幼児・児童・生徒の安全確保、安否確認等に支障をきたすことのないよう、地域住民や本市の関係部局等と連携し、様々な事態を想定した機能的な危機管理体制を確立すること。

◆学校園の防災教育及び防災教育の日（9月5日）の取組

	防災教育に関する取組	防災教育の日（9月5日）の取組
小学校	避難訓練（火災・地震・台風[風水害]）を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・放送等による注意喚起を行い、その中で、机の下に隠れる等、教室内で身を守る行動を取る。 ・発達段階に応じた防災に関する教育を行い、防災意識を高めた。
中学校	避難訓練（火災・地震）を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地震や火災を想定した避難訓練の実施。
幼稚園	近隣の小学校と合同で火災や地震の避難訓練を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・保育室内で身を守る体勢をとる、園庭から小学校運動場へ避難する。